

## 「虐待」は都市で起こる

——「児童相談所における虐待相談の処理件数」に関する2次分析——

内田 良

### はじめに

1990年代の日本において、児童虐待は、子どもの福祉をめぐる主要な問題として台頭し、定着した。上野・野村(2003)による、マスメディア報道の分析によれば、1980年代は、虐待はまだ海外の出来事であるとの認識が強かった。しかし1990年代に入ると、「本格的な国内の問題」となり、テレビ等のマスメディアさらに民間の虐待防止団体による、啓発と世論形成の動きが高まった。そして2000年から2001年にかけては、「児童虐待の防止等に関する法律」の公布・施行とあいまって、マスメディア報道はそのピークをむかえた。

この流れのなかで、とりわけ頻繁に参照されてきた調査報告が、厚生労働省(旧厚生省)発表の、「児童相談所における虐待相談の処理件数」の年次推移である。厚生労働省は、90年度から、『社会福祉行政業務報告』において、全国各地の児童相談所に寄せられた虐待相談の処理件数(以下、相談件数)を集計・報告してきた。相談件数は、90年度の1,101件から02年度の23,738件へと急激な増加をみせている。

本研究は、マスメディア等において昨今の虐待の動向を論じるときに必ずといっていいほど提示されるこの相談件数を、日本の虐待防止活動を知る上でもっとも重要な指標であると考え、そこで本研究は、90-02年度のデータを2次分析にかけて、日本における虐待防止活動の展開を探っていく。『社会福祉行政業務報告』には、相談の単純合計件数等について、47都道府県と12政令指定都市ごとの数値が記載されている。よって、とくに各地域の数値に注目することで、地域間の相違を考

察することができる。

以下、第1節では相談件数の概要とその見方について触れる。本研究の構成は、最初にデータのおおまかな特徴をつかみ、次に具体的な分析作業を進め、それらの分析結果をもとに最後に、従来の研究の議論を振り返るというかたちをとる。よって、第2節では、箱型図等を用いて相談件数の分布の概要について、第3・4節では統計的検定を用いて相談件数の各種内訳(第3節：単純合計と相談種別、第4節：相談経路)に関する地域差について、第5節では地域差の分析結果を踏まえて、従来の虐待研究や言説分析の視点を参照・検討しながら、今日の日本の虐待防止活動について考察する。

## 1. データの概要と見方

### 1.1. データの概要

『社会福祉行政業務報告』では、90年度から96年度までは、都道府県と政令指定都市ごとの虐待の件数がとりあげられている<sup>(1)</sup>。97年度からは、虐待に関する報告項目が大幅に拡大されて、従来の単純合計だけでなく、その内訳として、相談種別、相談経路、主な虐待者、被虐待者の年齢についての情報が、記載されている。

ところで、児童虐待問題は欧米において、19世紀末に「発見され (discovered)」, 1960・70年代になって「再発見された (rediscovered)」といわれる (Saraga 1993)。とくに、アメリカにおいて児童虐待の社会問題化の牽引役となった小児科医ケンペら (Kempe et. al) の1962年の論文「被殴打児症候群 (The Battered-Child Syndrome)」にある“the battered child”という印象的な表現は、医師たちがこれまではみることができなかつたものを、「見える (see)」ようにした (Leventhal 2003) と評される。

一般に、虐待問題において「(再) 発見」という場合、実態として子どもへの不適切な扱いがようやく救済の対象になった、という信念が込められている。社会問題の構築主義は、この「発見」の視点をさらに強調して、虐待の「実態」を問わずに「定義活動」に着目し、「虐待」という問題のカテゴリが、特定の担い手によるクレーム申し立て活動をとおして生み出される過程を描く。その立場からすれば、相談件数とは、「発生」数ではなく、「発見＝発明＝構築」数になる。本研究もその見方にならって、相談件数を暫定的にはあるが、実態の値ではなく、「発見＝発明＝構築」の値とみなす。この「発見された件数」をとおして、「どの程度発見されやすいのか」を示す「発見率」をみるためには、各都道府県・政令指定都市の子ども数

## 「虐待」は都市で起こる

の規模で、相談件数を除する必要がある。そこで、総務省統計局(旧総務庁統計局)実施の『国勢調査』から、各地域の子ども数を抽出して、相談件数を除した値を子ども1000人あたりの「発見率」とする<sup>(2)</sup>。本研究では、この「発見率」を基礎的なデータとして分析を進める。

## 1.2. 言説としての「虐待」

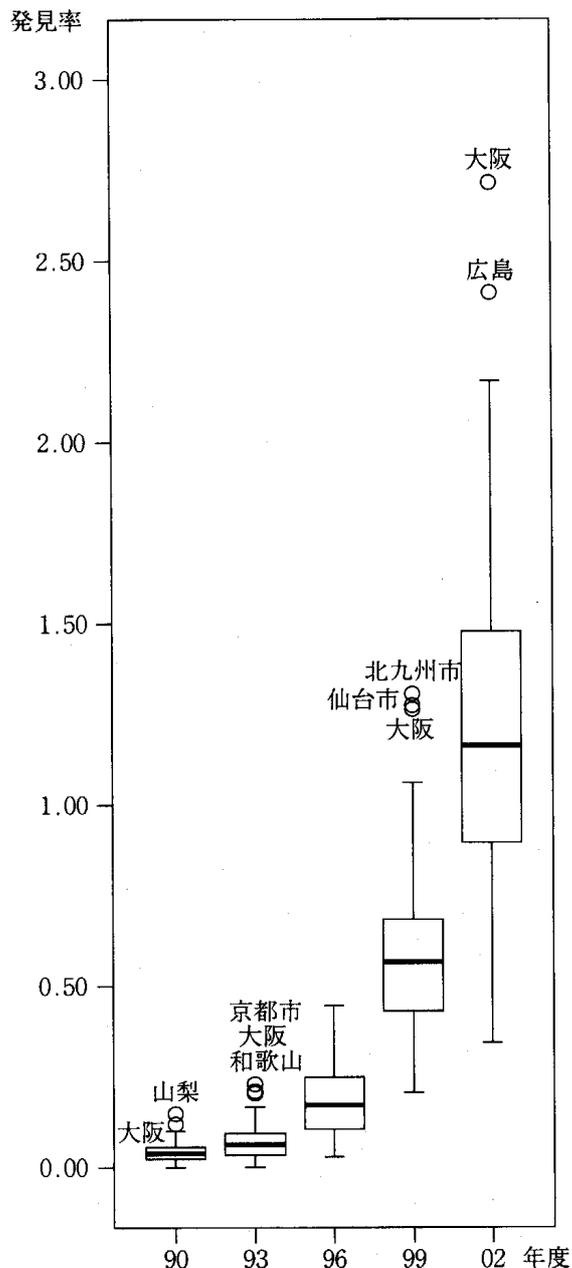
虐待問題に、発見のまなざしが強く関わっているとみた場合、「虐待」という言葉の用法について慎重な姿勢が必要になる。間山(2002)によれば、「いじめ」や「いじめ自殺」言説の流通・形成以前には、それらの概念が存在しなかったのであるから、昔から「いじめ」や「いじめ自殺」が「あった」と考えることはできない。「虐待」という概念にも、ほぼ同じようなことが当てはまる。(言葉そのものは古くからあるものの、)「虐待」が人びとの耳目をにわかひくようになったのは、90年代に入ってからである。それまでは子どもへの不適切な関わりは、「暴力」や「体罰」、「放任」であって、「虐待」ではなかった。本研究がいう「虐待」とは、そうした新しく登場した概念としての「虐待」に限定する。

このように言説としての「虐待」に焦点を当てて相談件数を分析する本研究は、方法論的にみて2つの特徴をもつ。第一に、言説研究が質的研究の一手法として確立されようとしている(赤川 2001, 北澤・古賀 1997)なかで、本研究は量的な手法を用いて、虐待言説の構築過程を分析する。相談件数の数値そのものが、客観的実態を示さないからといって、その数値に利用価値がないということにはならない。その数値には、言説がつくりあげられる過程が刻まれている可能性がある。これと関連して第二に、言説分析をおこなう際には、具体的な言説の内容つまり意味をもつ語りが、研究の出発点あるいは対象となる。しかし本研究は、意味ではなく数値を扱う。言説の内容そのものを、直接の分析対象とするのではなく、虐待の発見率の地域差から、言説を左右する背景を読みとる。その上でどのような具体的意味をもつ言説が産出されうるのかを、間接的に描き出す。なおこの方法は、言説の意味内容やその担い手を、ア prioriには設定しない。その意味で、分析の最初の段階においてある程度のバイアスを回避することができ、広い視野から虐待問題にアプローチすることができよう。これらの方法論上の特徴を踏まえた上で、次節から、相談件数を2次分析にかけて、虐待防止活動の動向について考察していく。

## 2. 虐待発見の動向

### 2.1. 発見率の分布と外れ値

データの特徴を探るために、まず必要とされるのが、データの分布を概観することである。そこで、分布の概要を視覚的につかむために、箱型図（箱ひげ図）を利用する。箱型図は、箱とひげの作図により、分布の特性を簡潔に提示する。ただし本研究が着目するのは、分布の概略だけではない。箱型図は、図の中に外れ値を具



※発見率は千分率で表示。以下、同様。

図1 発見率の分布の概要（箱型図）

体的に示す。一般に、統計処理では、外れ値が分析の対象から取り除かれることが多い。しかし本研究は、その外れ値という「『少数派』の存在場所」（阿形1992）にも「虐待」の発見活動を説明する力があり、そこには多数派の動きを追うだけでは得られない情報が埋め込まれていると考える。なお、箱とひげの作図にあたっては、中央値と四分位数が用いられるため、箱型図は、外れ値のもつ影響力を除いた集約性の高い数値要約、言い換えれば、多数派の動きにより接近した数値要約をおこなう。その意味で外れ値は結果的に、ひげの外側に、より明確に外れ値＝少数派として存在することになる。

90・93・96・99・02年度の箱型図（図1）から、まず分布の概略<sup>(3)</sup>を通時的にみると、箱の位置が大きく上昇し、かつ縦の方向に拡大していることがわかる。つまり、全体の傾向として発見率が著しく高くなり、かつそのなかで地域間の差が広がっている。ただし、地域間の差は拡大しているが、バラつきの程度については、各年度の発見率の規模が大きく異

「虐待」は都市で起こる

なるため、箱型図だけではその判断は難しい。箱型図は、四分位数が基準であるため、ここで四分位変動係数（ $= (Q3 - Q1) / (Q1 + Q3)$ ）を求め、その年次推移を比較することで、バラつきの程度がどのように変化してきたのかをみてみよう（表1）。すると、90-93年度は値がだいたい0.4台、94-97年度はだいたい0.3台、98年度以降は0.2台へと小さくなっている。つまり、規模を統制して比較した場合、全体の分布のバラつきは縮小しており、虐待発見の活動が一つの方向に収斂しつつあるといえる。

上記の分析は、集約された多数派の動き、つまり少数派を除外した動きである。ここで次に、箱型図に記された、少数派=外れ値についてみてみよう。図1の分も含めて、90-02年度までの箱型図に記された外れ値を表に挙げる（表2）と、96年度以前は、外れ値をとる地域がほとんど一貫しておらず、年度ごと多様に入れ替わっていることがわかる。他方で、97年度以降は、単発的に外れ値をとる地域が散見されるものの、比較的一貫して、同一の地域名が挙がっている。すなわち、90年代前半は、地域ごとに多様で突発的な変動があったのに対して、90年代後半は、相対的に落ち着いた変動になったといえる。

表1 四分位変動係数の年次推移

年度	四分位変動係数
90	0.414
91	0.522
92	0.404
93	0.476
94	0.359
95	0.378
96	0.406
97	0.322
98	0.297
99	0.227
00	0.209
01	0.275
02	0.246

## 2.2. 要約と考察

本節の議論は、次のように整理できる。箱型図が示す分布の概要から、第一に、全体の動きとして発見率は、年度ごとに大幅に上昇している。ただし、地域間のバラつきは、むしろ一つの方向に収斂しつつある。第二に、外れ値に注目すると、90年代前半は発見率が一時的に高くなる地域が多くあるが、90年代後半にはそうした地域が少なくなっている。

さて、箱型図における外れ値の検討からは、90年代前半の多様性と流動性がみえ

表2 箱型図に示された各年度の外れ値

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02
山梨 大阪	山梨 名古屋市	福島 大阪 鹿児島	京都市 大阪 和歌山	★茨城 大阪 横浜市	横浜市 仙台市		大阪 福岡 北九州市	北九州市 仙台市 島根	北九州市 仙台市 大阪	川崎市 仙台市 大阪	大阪 川崎市	大阪 広島

※発見率が極外値の地域には★をつけた。その他は、外側値である。

なお、上記の外れ値はすべて、発見率が高いほうの外れ値である。低いほうの外れ値は検出されなかった。

てきた。この時期は、虐待発見の活動に関して、各地域が混沌としていたと考えることができる。各地域が虐待防止の取り組みを新しく立ち上げ、活発にさせるなかで、それがときに外れ値となってあらわれつつ、全体として発見率の上昇が進んだとみなすことができる。

90年代前半を、「混沌の時代」と呼ぶならば、90年代後半は、全国の各地域が一つの方向に収斂していく「安定の時代」と呼ぶことができよう。外れ値をとる地域の多様性・流動性は小さくなり、この時期に、全地域をとおして「何らかの一定の方向性」が生まれるようになったと察せられる。また、90年代前半と比べた場合、この時期は、発見率は同様に大きく上昇し続けているものの、各地域のバラつきはより小さくなっている。各地域が「何らかの一定の方向性」へと収斂し、平均的な姿に近似して、まとまりをもった全国の集団として、虐待発見の活動を高めていったといえる。

### 3. 都市における「虐待」の発見

#### 3.1. 都市／地方への視点

前節では、外れ値の検討をとおして、地域の変動を一瞥し、いくつかの情報を得ることができた。ここでより詳細に、地域の変動に踏み込んでみる価値があろう。前節の外れ値で挙げたのは、上位2、3地域のみである。またそれらは、発見率上位の極端な値であり、下位についての情報はない。そこで、90、93、96、99、02年度に関して、上位と下位それぞれに位置する5つの地域をとりあげて、地域間の変動を示す（表3）。表から読みとれるのは、政令指定都市や都市度の高い府県が、次第に上位を占めるようになってきている点である。90と93年度の時点では上位には地

表3 発見率の上位5地域と下位5地域

	順位	1990年度		1993年度		1996年度		1999年度		2002年度	
		地域	発見率								
上位 5地域	1	山梨	0.147	京都市	0.230	大阪	0.447	北九州市	1.305	大阪	2.715
	2	大阪	0.119	大阪	0.210	北九州市	0.430	仙台市	1.274	広島	2.412
	3	茨城	0.109	和歌山	0.205	名古屋市	0.426	大阪	1.263	北九州市	2.168
	4	京都	0.100	香川	0.167	京都市	0.399	川崎市	1.061	広島市	2.064
	5	長崎	0.095	鹿児島	0.150	横浜市	0.330	香川	1.054	神奈川	1.981
下位 5地域	55	徳島	0.007	秋田	0.016	宮城	0.063	佐賀	0.313	愛媛	0.566
	56	佐賀	0.006	千葉市	0.015	岩手	0.046	愛知	0.310	高知	0.545
	57	群馬	0.005	山形	0.005	広島市	0.038	岩手	0.272	鹿児島	0.534
	58	山形	0	鳥取	0	山形	0.029	北海道	0.250	佐賀	0.438
	59	-	-	広島市	0	愛媛	0.028	鹿児島	0.206	秋田	0.344

「虐待」は都市で起こる

方の地域が多く、さらにこのとき政令指定都市は、下位の方にも位置している。

90年代後半の「安定の時代」に、全国的な虐待発見の動きの先頭に立つようになったのは、政令指定都市等の都市度が高い地域である。発見率が年度を追うごとに上昇していることを考え合わせると、90年代後半頃から、虐待発見活動に関わる全国の集団を、政令指定都市に代表される都市的地域が牽引するようになった可能性が見出される。

### 3.2. 単純合計に関する都市／地方の差

虐待相談に関する都市と地方との差をみるために、ここで、政令指定都市等の行政上の都市区分から、都市的地域を選定する。本研究が「都市」として定めるのは、まず東京都（1地域）と政令指定都市（12地域：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）<sup>(4)</sup>である。さらに道府県のなかでも相対的に都市度の高い地域として、中核市と特例市を5市（移行要件を満たす場合を含む）以上有する府県（6地域：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県）<sup>(5)</sup>を選んだ。よって59地域の内訳は、都市が19地域、地方が40地域となる。

ここまでの分析と考察から、都市と地方の差という視点が浮かび上がってきた。だがそれらは、外れ値あるいは上位／下位5地域の限定的な分析であった。以下では、まず59地域全体の相談件数の単純合計について、都市／地方の差を分析する。さらに分析対象を、相談件数の単純合計だけでなく、相談種別（身体的／性的／心理的／保護の怠慢・拒否：本節で検討）や相談経路（家族／近隣・知人／医療機関など：次節で検討）にも広げる。

では、相談件数の単純合計から得られた発見率に関して、都市／地方による差をみてみよう。59地域を独立変数として、そこに都市（19地域）と地方（40地域）の2条件を設定し、発見率を従属変数として、U検定（マン・ホイットニーの検定）を適用した<sup>(6)</sup>。U検定による有意確率の年次推移をみる（表4）と、90～98年度までは都市と地方との差はほとんど偶然のものでしかなかったが、99年度以降、都市が地方に比べて有意に高い発見率をもつようになったことが確認できる。

### 3.3. 相談種別に関する都市／地方の差

次に、相談種別（虐待種別）<sup>(7)</sup>について検定する。虐待は一般に、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の、4つの行為類型＝種別

表4 単純合計に関する都市/地方差 (U検定)

年度	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02
平均ランク 都市	32.00	32.22	34.47	34.29	36.68	36.32	36.79	35.11	34.53	38.74	39.79	43.00	39.95
地方	28.38	28.28	27.88	27.96	26.83	27.00	26.78	27.58	27.85	25.85	25.35	23.83	25.28
有意確率 (両側)	0.449	0.410	0.168	0.186	0.039*	0.052	0.036*	0.116	0.163	0.007**	0.003**	0.000**	0.002**

※\*は5%水準, \*\*は1%水準において有意であることを示す。以下, 同様。

※都市/地方の平均ランクとは, 各年度において発見率をもっとも低い地域に1点, その次の地域に2点, もっとも高い地域に59点を与えたときの, 都市/地方の平均点をいう。以下, 同様。

表5 相談種別 (虐待種別) に関する都市/地方差 (U検定)

年度		97	98	99	00	01	02
身体的虐待	平均ランク 都市	38.32	37.68	40.95	40.84	43.26	40.26
	地方	26.05	26.35	24.80	24.85	23.70	25.13
	有意確率 (両側)	0.010*	0.018*	0.001**	0.001**	0.000**	0.002**
性的虐待	平均ランク 都市	29.21	37.95	37.11	33.76	37.00	33.29
	地方	30.38	26.23	26.63	28.21	26.68	28.44
	有意確率 (両側)	0.808	0.014*	0.028*	0.246	0.031*	0.311
心理的虐待	平均ランク 都市	31.53	34.26	39.24	36.21	41.11	37.53
	地方	29.28	27.98	25.61	27.05	24.73	26.43
	有意確率 (両側)	0.637	0.189	0.004**	0.056	0.001**	0.020*
保護の怠慢・拒否	平均ランク 都市	32.58	29.63	30.11	37.21	39.37	38.58
	地方	28.78	30.18	29.95	26.58	25.55	25.93
	有意確率 (両側)	0.427	0.910	0.974	0.026*	0.004**	0.008**

に分類される。97年度からは, 報告項目が大幅に拡大されて, それらの種別ごとの数値が公表されている。各種別における都市/地方の差に関してU検定をおこない, その有意確率の年次推移を示す (表5) と, 種別によって都市と地方の差の変動にちがいがあることがわかる。身体的虐待の発見率は, 97年度の時点ですでに都市/地方の間に有意な差があり, その後も一貫して差をもちつづけている。また, 保護の怠慢・拒否は, 99年度までは有意差がなく, 01年度以降に有意差を確認することができる。性的虐待と心理的虐待は, 98年度以降に有意な差をもつ年度が不規則に現われている。

ここで注目すべきは, 第一に, 性的虐待, 心理的虐待, 保護の怠慢・拒否の有意確率の年次推移は, 身体的虐待のそれとは明らかに異なっている点である。身体的虐待以外の3つの種別は, いずれも年度を追うごとに次第に, 都市と地方に有意差が出てきている。虐待のもっとも代表的な形態である身体的虐待からは, (97年度以降の確認できる範囲では少なくとも) 数年は時期が遅れて, 性的虐待, 心理的虐待, 保護の怠慢・拒否の3つの種別が, 都市の新たな関心事として登場したといえる。

「虐待」は都市で起こる

そして、第二に注目すべきは、01年度にすべての種別において都市と地方との差に有意性を見出すことができるという点である。つまり、01年度は、養育・教育上のあらゆる暴力・放任の行為に関して、相対的に都市の発見活動が強まったと解釈することができる。

### 3.4. 要約と考察

本節の分析結果は、次のように整理できる。第一に、相談件数の公表が始まった90年度当初は、すべての種別を含む虐待一般の発見率は、都市／地方に関係なく多様である。そして99年度以降、都市が地方に比べてとりわけ高い発見率をもつようになっていく。第二に、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の3つの虐待種別は、身体的虐待に遅れるかたちで、都市において相対的に強い関心が注がれ始める。そして、01年度は、すべての虐待種別が、都市においてより頻繁に発見されるようになる。

前節で指摘したように、90年代前半は、多様性と流動性の高い「混沌の時代」であり、その後90年代後半に入って「安定の時代」となった。本節の分析からは、この「安定の時代」において虐待の発見を積極的に担ったのは、都市度の高い地域であるということが、明らかになった。都市は、虐待へのまなざしを強め、虐待を積極的に発見するようになった。それは、身体的虐待だけに限らない。他の3種別にも、次第に都市的なまなざしが及んでいる。前節で述べた「何らかの一定の方向性」とは、すなわち「都市主導の虐待発見活動」であり、その主導のもとで、59の地域が全国的なレベルで収斂していき、平均的な姿に近似して全体の発見率を高めていったとみなすことができる。

ところで、すべての虐待種別が都市でより多く発見された01年度は、虐待防止活動にとって、非常に大きな節目であり同時にまた出発点であった。00年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が公布され、11月から施行されたからである。この「児童虐待の防止等に関する法律」の大きな特徴は、児童の福祉に職務上関係のある者（教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士など）に対して、早期発見の努力義務と通告の義務（守秘義務違反には問われない）が課された点にある（山田 2001）。01年度は、同法が制定された後にむかえる初めての1年である。虐待防止の関係機関や関係者の対応が法的に明記された上で、全国の関係機関が一丸となって虐待問題におおいに関心を払った時期であり、01年度の発見率の高まりは、そうした国家的取り組みが反映されたものといえる。

ここで最後に、前節と本節の分析をもとに、相談件数が、客観的実態を反映した「発生」件数であるのかどうかについて改めて考える。上野ら（上野 1996, 上野・野村 2003）が指摘しているように、数年間で何倍にも跳ね上がるような推移を示す児童虐待の統計値は、その現象を統制し、統計を作成・公表する側の活動に大きく左右された結果の産物であり、人びとの日常行動の変化をあらわすものとしては、信憑性に欠けている。この主張は、相談件数の年々の増加を根拠にしたものであるが、前節と本節の分析は、よりデータの詳細に踏み込んで、都市／地方の角度から、発見のメカニズムを示している。もし、相談件数や発見率が実態を反映したものであるとするならば、その発生の地域差は、そこに暮らす人びとの生活様式の差ということになる。しかしながら、各地域の人びとの生活様式が年度ごとに大幅に揺れ動く（90年代前半：「混沌の時代」）ということは起こりにくいし、その動きが次第に落ち着き、さらに都市で虐待が多発し（90年代後半：「安定の時代」）、01年度には一斉にあらゆる虐待種別が都市で起こるようになるということも考えにくいであろう。むしろ、「虐待」に関するまなざしが、次第に都市を主導にしてかたちづくられていったとみしたほうがよい<sup>(8)</sup>。第1節では、相談件数を暫定的に「発見＝発明＝構築」の数とみなしたが、ここまでの分析を経て、件数の構築的側面をよりはっきりと確かめたということが出来る。

#### 4. 都市における発見活動の担い手

##### 4.1. 相談経路に関する都市／地方の差

97年度以降の『社会福祉行政業務報告』には、相談種別の他にも、虐待の相談経路に関する各地域のデータが記載されている。相談経路とは、児童相談所に相談を寄せた機関や人（家族／親戚／近隣・知人／児童本人／福祉事務所／児童委員／保健所／医療機関／児童福祉施設等／警察等／学校等／その他）を指す。

前節と同様に、U検定を用いて、都市／地方差の有意確率の年次推移を求めた（表6）。相談種別と同じく、相談経路も97年度以降の変化しか追うことができないため、90年代前半の動向はつかめないが、それでもここまでの分析と類似の傾向を確認することができる。まず全体的にみて、年度を追うごとに次第に有意差を示す相談経路が増えている。とくに01年度はほとんどの相談経路が都市において有意に高い発見率をもち、02年度もほぼ同じ傾向が続いている。前節でみたように、虐待の発見活動は、都市において次第に積極的に進められるようになってきている。したがって、その相談経路についても全体として都市のほうが高い発見率となるのは、

「虐待」は都市で起こる

表6 相談経路に関する都市/地方差 (U検定)

相談経路 \ 年度	97	98	99	00	01	02
家族	0.194	0.330	0.020*	0.064	0.010*	0.105
親戚	0.069	0.016*	0.108	0.022*	0.087	0.052
近隣・知人	0.030*	0.147	0.000**	0.000**	0.000**	0.000**
児童本人	0.410	0.031*	0.057	0.258	0.040*	0.037*
福祉事務所	0.968	0.961	0.808	0.506	0.123	0.045*
児童委員	0.973	0.448	0.709	0.153	0.038*	0.010**
保健所	0.181	0.559	0.153	0.002**	0.000**	0.000**
医療機関	0.002**	0.008**	0.000**	0.083	0.005**	0.010*
児童福祉施設等	0.052	0.667	0.035*	0.086	0.002**	0.194
警察等	0.733	0.010**	0.081	0.055	0.000**	0.004**
学校等	0.249	0.897	0.178	0.230	0.018*	0.168
その他	0.789	0.903	0.372	0.746	0.661	0.475

※97年度の福祉事務所，99年度の児童委員とその他，00年度と02年度のその他以外は，すべて平均ランクは都市>地方である。

※相談経路別の件数の比率は，たとえば97年度は，家族：親戚：近隣・知人：児童本人：福祉事務所：児童委員：保健所：医療機関：児童福祉施設等：警察等：学校等：その他=15：2：4：1：8：1：2：2：3：3：7：4，02年度は，13：2：10：1：11：2：4：4：4：4：9：9，である。

ある程度は必然的な結果である。

ただし，詳しくみると相談経路ごとに変動の様相が異なっている。全体として都市における発見活動が高まっていくなかで，近隣・知人と医療機関のみが早い時期からほぼ一貫して有意差を維持している。この両者は，都市における虐待発見活動を，早くから支えてきたのである（ただし97年度以前については不明であり，都市との関係性は低いことも考えられる）。他方で，01年度前後になって，都市/地方差を有意にもつようになったのは，児童委員，保健所，福祉事務所，学校等である。この時期に，子どもや親の福祉に関わる公的な機関が，虐待発見の姿勢を強めたとみなすことができる。

#### 4.2. 要約と考察

本節の相談経路別の発見率からは，全体として都市の各相談経路が発見活動を高めたことがわかる。またより詳細な検討から，第一に，都市の近隣・知人ならびに医療機関が，その高まりをいち早く支えてきた点と，第二に，とくに01年度頃に，都市の多くの公的機関が一斉に発見活動を強めた点を確認することができた。

ここで、第一の点に関して、都市において医療機関が、より早く発見活動を進めてきたということはすなわち、虐待の社会問題化は、早い段階から都市の医療モデルによって担われてきたということである。アメリカで虐待への対策が国家的規模で急速に整備された1970年代において、たとえばゲルス (Gelles 1973) は、虐待が「精神病理学的モデル」によって説明されていると述べ、社会学的な変数への着目を促した。日本で先述の上野 (1996) は、虐待問題の捉え方が「医療対象化」しつつあることを指摘した。虐待は、その社会問題化の当初から、医療のメタファによって解釈されつつ対応策が講じられている。表6は、ゲルスや上野らが主張する虐待問題の医療化の姿をあらわしており、さらにそれが都市の動きと密接に結びついていることを示唆している。

次に、近隣・知人については、発見率の都市化は、公的な関係機関よりも、私的な日常の人間関係によって早くから支えられてきたといえる。すなわち、虐待防止の公的な責務をもつ専門家や実践者ではなく、そうした活動に必ずしも関与しない素人が、都市の発見・防止活動に貢献してきたのである。

他方で、第二の公的な機関の活動が都市で強まったのは、00年度以降であり、とくに01年度はほとんどの公的機関が有意差を示している。01年度は、「児童虐待の防止等に関する法律」施行下での、初めての1年間である。同法が定める、関係機関の通告義務の明確化や、それにとまなう虐待防止活動の盛り上がり、都市における公的機関の高い発見率の背景にあるものと考えられる。

## 5. 議論——「虐待」は都市で起こる

### 5.1. 「虐待」の原因としての都市化

ここまでの分析結果を踏まえて、本節では、日本における今日の虐待防止活動の方向性について、先行研究の検討と合わせて、論じていく。

日本では、虐待問題は「地縁・血縁の希薄化」、「核家族化」、「離婚の増加」、「少子化」、「親の成育歴上の心理的問題」等の、現代的で都市的な文脈のもとで語られることが多い。これらの語りの前提には、客観的な実態として都市において虐待がより多く発生しているという認識がある。実証的な研究においても、虐待防止の全国組織「日本子どもの虐待防止研究会」の機関紙に掲載された谷村 (2004) の論考は、全国の10万を超える諸関係機関への質問紙調査から集められた虐待件数を、虐待の「発生」件数とみなして「虐待発生率」を出し、都市化を虐待発生の原因に挙げている。

## 「虐待」は都市で起こる

しかし、都市化と虐待の客観的な発生実態とを、容易に結びつけてよいものだろうか。第2節～第4節の分析からみえてきたのは、虐待への社会的取り組みが始まったばかりの90年代前半（「混沌の時代」）を経て、90年代後半（「安定の時代」）以降に、都市が全国の集団を牽引しながら発見率を高めていく姿である。つまり、社会問題化しつつある「虐待」には、都市的なものの見方が大きく関与している。都市という現代的な生活環境が、実態のレベルで虐待の原因となるというよりは、むしろ都市の公的機関や周囲の人びとの「虐待」をみるまなごしの強さが、「虐待」を見つけ出し、都市の文脈で「虐待」発生の原因を語るなのである。虐待が都市で起こるのではなく、「虐待」が都市で起こるのである。

## 5.2. 語られない懲罰

アメリカの保健社会福祉省の下位組織にあたる虐待情報広報機関（National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect Information 2003）によれば、アメリカでは、多くの州の法令が、「虐待」の範疇に例外を設けており、その代表的なものに、宗教上の行為、身体的な懲罰、文化的慣習、貧困がある。たとえば身体的な懲罰は、アメリカの文化では、子どもの悪い振る舞いを正すなどの意味で容認されやすい（Whipple and Richey 1997）。また、病気治療のためにコインや硬い物質で身体を強くこする文化的慣習は、虐待とみなされないことがある（Goldman and Salus 2003）。アメリカでは、このように、社会・文化的な条件に着目して、しつけ観・虐待観の相違を指摘する研究が多く提出されている。

一方、日本の場合、虐待をめぐる議論は、しつけ観や虐待観の社会・文化的な相違にほとんど触れることなく、一枚岩的に虐待問題のイメージをつくりあげている。文明化した社会では、個人間の暴力行為は日常生活から姿を消す（奥村 2001）。そして虐待の数が最小になり、人びとが虐待は頻繁には起こらないと信じるようになった、その歴史的な文脈において、虐待が社会問題として登場する（Finkelhor 1983）。すなわち、文明化の先端に位置づく都市社会では、子どもへのきびしい処罰は最小限に抑えられ、「虐待」が問題視されるようになる。ここに、都市／地方あるいは現代／伝統における、「虐待」をみるまなごしの相違が生まれてくる。

多少なりとも暴力的な扱いを含む伝統的なしつけ形態は、当事者間や当の地域においては、許容されうる「正常」な養育・教育方法である。フェラーリ（Ferrari 2002）によるとアフリカ系アメリカ人の家庭では、子どもへのきびしい身体的懲罰とともに、十分な養護の態度が用いられており、それゆえに子どもへの悪影響が帰結され

にくい。つまりここでは、身体的な懲罰がその地域や文化における親子関係の「正常」なあり方として通用し、必ずしもそれが子どもを一方向的に痛めつけることにはなっていないのである。

近年の「虐待」の定義をみると、たとえば子どもの権利の観点から、保護者が良かれと思ってやっている行為でさえも子どもの側に害を与えるものは「虐待」とみなされ、また予防の観点からも、軽度の加害行為が「虐待」の範疇に含まれる（内田 2002a）。これを踏まえるならば、なるほど伝統的な暴力・放任は、明らかに「虐待」である。そしてもしそうであるならば、都市度の低い地域でもっとも広範にかつ頻繁に「正常」なものとしておこなわれているであろう伝統的な暴力・放任を、真っ先に「虐待」として問題視すべきではないのだろうか。だが日本では、しつけとして伝統的にある程度容認され、親子間で了承済みの（ときには美化されることさえある）きびしい懲罰を、虐待のケースとして語ることはほとんどない。伝統的なしつけの形態は、理念的な「虐待」の定義上では禁止すべき行為に含まれるとしても、現実の虐待防止活動における「虐待」のイメージには含まれていないのである。日本の虐待防止活動は、一方向的な都市の語りをいったん止め、地方の伝統的な文脈にどう向き合うのかを、しっかりと論じる必要がある。

### 5.3. 虐待言説を支える基盤

最後に、相談経路の分析結果をもとに、虐待の言説を支える担い手の姿について考察する。社会問題の構築主義による実証的な研究では、特定の社会集団によるクレーム申し立て活動（たとえば先述の上野においては、医療系の専門家集団）や、マスコミによる報道活動が、分析の対象になりやすい。世論を形づくる集合的な運動によって、状況が新しく定義されていく過程に注目が集まる。しかし、言説の主体はそうした集団組織だけではないようである。

徳岡（1997）が構築主義の一つの弱点として、政府高官や圧力団体などの、勢力ある人びとの定義によりかかると、勢力のない人たちのクレームが見落とされることになるという点を挙げている。だが相談経路のデータでは、そうした優勢な語りの主体だけでなく、多様な主体が変数に含まれている。そして結果的には、都市化された虐待言説を支える重要なリソースとして、クレーム申し立て活動の主体にはなりにくい私的な人間関係がもつ、日常の微細なまなざしの力が明らかになった。

都市では、日常の微細なまなざしと医療のそれとが、早くから「虐待」を発見してきた。さらに01年度にはそこに、他の公的機関が加わった。いまや「虐待」は、

## 「虐待」は都市で起こる

ほとんどの関係機関において、地方よりも都市で有意に発見されるようになっている。都市社会学者の倉沢（1977）は、村落では非専門家である住民が相互扶助的に問題の処理に当たるのに対して、都市では専門家・専門機関がそれを担うと捉え、都市においてより効果的な問題処理を達成するためには、専門的処理システムのなかに、住民の相互扶助システムをサブシステムとして組み込むことが必要であると説いた。いままさに、都市的な虐待防止活動は、「虐待」を発見する力を十分にもつに至った諸専門機関が、コミュニティの私的な人間関係を組み込んで、より高度な「虐待」問題処理システムを築き上げる過程にある。都市において高度に発達したシステムは、それが成立の基盤として都市的な言説を支えにしており、その意味では「虐待」の都市的な語りの構造がシステムのレベルで完成形態をむかえつつあるといえよう。

## 6. 結語

虐待の増加言説が、国政の場や虐待防止の実践の場という、慎重に議論を進めるべきところにおいてでさえ、根強く信仰されている。日常における暴力が禁止され排除されていく文明化の過程のなかにおいて、なぜかくも暴力増加のイメージが説得力をもつのか。その答えの一つに、「虐待」が都市の文脈で語られるようになっている点が挙げられよう。

虐待の事件や事例が、「地縁・血縁の希薄化」、「核家族化」、「離婚の増加」、「少子化」、「親の成育歴上の心理的問題」等の現代的で都市的な条件をもとに語られるならば、それを見聞きした者は、都市と虐待を結びつけ、さらには都市化が進む社会において、虐待は今後も増えていくと不安を感じるだろう。相談件数の増加が、実態の増加として信憑性をもつのは、背景にこうした都市的な語りが強くはたらいっているからである。

コービン (Korbin 2002) は、虐待を考える上で近隣や地域のより小さな文脈を検討して、一枚岩にみえる文化を「解きほぐす (unpack)」べきであると提案する。日本の虐待防止活動は、文化を解きほぐすことをとおして、「虐待」という言葉でいま、子どもへの懲罰をすべて禁じたいのか、あるいは問題を限定して、都市的で現代的な文脈において発生するような行為を禁止したいのか、について慎重に検討しなければならない<sup>(9)</sup>。

虐待防止の活動は、疑うべくもない正義の活動として、大きな反対に出会うこともなく、強い勢いで進んできた。それが、保護者からの過酷な扱いに苦しむ多くの

子どもを救ってきたことは、評価すべきである。だが、そこに隠れてしまう語りがあるとするならば、十分な注意を払わなければならない。都市／地方差を含めて、虐待を論じるには慎重な姿勢が不可欠である。虐待防止活動は、さまざまな視点からの意見を取り込みつつ、反省的に展開されていく必要がある。

#### 〈注〉

- (1) 政令指定都市を有する道府県の場合、その道府県の相談件数のなかに、政令指定都市の件数は含まれない。
- (2) 90-92年度、93-97年度、98-02年度の子ども数として、それぞれ90年、95年、00年実施の国勢調査における0-14歳までの子ども数を当てた。政令指定都市を含む道府県については、相談件数の方式（注1参照）に対応させて、道府県の子ども数から政令指定都市の子ども数を差し引いた。
- (3) 箱型図では、データが双峰や多峰の分布であっても、単峰の分布であるかのように見誤ってしまう。そこで確認のためヒストグラムを描いた結果、ほぼすべての年度において、発見率の分布は基本的に一つの山を描いており、分布は単峰であった。
- (4) 千葉市は、92年度に政令都市に移行したため、90・91年度の相談件数は、千葉県のものに含まれている。したがって、90・91年度は、都市が18地域、地方が40地域の計58地域となる。
- (5) 中核市：94年に地方自治法の改正により創設。04年4月の時点で35市が移行。  
特例市：99年に地方自治法の改正により創設。04年4月の時点で40市が移行。いずれも制度としては新しいものであるため、要件を満たす市にまで範囲を広げて、都市的地域を選定した。
- (6) 現在、世界各地で虐待が急速に社会問題化しつつある。ここでは、日本をそうした動きのなかのひとつの標本であるとみなして、統計的検定を適用する。なお、従属変数が量的変数で独立変数が2条件をもち、その条件間の差を吟味しようとする場合、t検定が多用される。しかし本研究のデータでは、各従属変数の分布が正規分布から大きくずれており、分散も一様ではないため、従属変数を順序尺度に基づく変数とみなすU検定を用いた。
- (7) 相談種別（虐待種別）に関して、97年度の時点では、「身体的暴行」「保護の怠慢ないし拒否」「性的暴行」「心理的虐待」「登校禁止」の5つが用いられていたが、後に、表現等に変更が加えられて、①「身体的暴行」→「身体的虐待」（00年

「虐待」は都市で起こる

度～), ②「性的暴行」→「性的虐待」(00年度～), ③「心理的虐待」(とくに変更なし), ④「保護の怠慢ないし拒否」→「登校禁止」を含めて「保護の怠慢ないし拒否」(99年度～)→「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」(00年度～)の4類型へと整理され, 現在に至っている。なお, 本研究の分析で, 保護の怠慢・拒否」を扱う際には, 97, 98年度のデータに「登校禁止」の件数を含めて, 「保護の怠慢・拒否」の件数とした。

- (8) ただし, 発生件数であるという見解を完全に否定してしまうことはできない。なぜなら, 私たちは客観的実態=真実を知りえないからである。これは, 客観的実態そのものが構築されるという理論的含意においてもそうであるし, また, 「虐待」が定義の難しい現象であり, さらに露見しにくい現象であるという, 実態把握上の困難においてもそうである。
- (9) 人びとが容認しえない子どもの扱いの最大公約数的なところとは, 物理的にも精神的にも閉じられた空間=近代家族における, 子どもに対する暴力や放任にあるのではないだろうか。近代家族という社会的条件下の暴力や放任については, 内田(2001, 2002b)の論考がある。

#### <引用・参考文献>

- 阿形健司 1992, 「『少数派』の存在場所——誰が勉強から降りてしまったか」『教育社会学研究』第50集, 345-365頁。
- 赤川学 2001, 「言説分析とその可能性」『理論と方法』Vol.16, No.1, 89-102頁。
- Ferrari, Anne M. 2002, "The Impact of Culture upon Child Rearing Practices and Definitions of Maltreatment," *Child Abuse and Neglect*, 26 (8), pp. 793-813.
- Finkelhor, David 1983, "Common Features of Family Abuse," Finkelhor et al, *The Dark Side of Families: Current Family Violence Research*, Sage Publications, pp. 17-28.
- Gelles, Richard. L. 1973, "Child Abuse as Psychopathology: A Sociological Critique and Reformulation," *American Journal of Orthopsychiatry*, 43 (4), pp. 611-621.
- Goldman, Jill and Salus, Marsha K. 2003, *A Coordinated Response to Child Abuse and Neglect: The Foundation for Practice*, US DHHS, ACF, ACYF, Children's Bureau, Office on Child Abuse.
- Kempe, C. Henry, Silverman, Frederic N., Steele, Brandt F., Droegemueller,

- William and Silver, Henry K. 1962, "The Battered-Child Syndrome," *Journal of the American Medical Association*, 181 (1), pp. 17-24.
- 北澤毅・古賀正義編 1997, 『〈社会〉を読み解く技法』福村出版。
- Korbin, Jill E. 2002, "Culture and Child Maltreatment: Cultural Competence and Beyond," *Child Abuse and Neglect*, 26 (6/7), pp. 637-644.
- 倉沢進 1977, 「生活の社会化」山根常男ほか編『テキストブック社会学(5) 地域社会』有斐閣, 27-37頁。
- Leventhal, John M. 2003, "The Field of Child Maltreatment Enters its Fifth Decade," *Child Abuse and Neglect*, 27 (1), pp. 1-4.
- 間山広朗 2002, 「概念分析としての言説分析——『いじめ自殺』の〈根絶=解消〉へ向けて」『教育社会学研究』第70集, 145-163頁。
- National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect Information 2003, *Definitions of Child Abuse and Neglect: 2003 Child Abuse and Neglect State Statute Series Statutes-at-a-Glance*, National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect Information.
- 奥村隆 2001, 『エリアス・暴力への問い』勁草書房。
- Saraga, Esther 1993, "The Abuse of Children," Dallos, Rudi and McLaughlin, Eugene eds., *Social Problems and the Family*, The Open University, pp. 47-82.
- 谷村雅子 2004, 「わが国の児童虐待の実態と関係機関の取り組みの工夫」『子どもの虐待とネグレクト』Vol. 6, No. 2, 209-217頁。
- 徳岡秀雄 1997, 『社会病理を考える』世界思想社。
- 内田良 2001, 「児童虐待とスティグマ——被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」『教育社会学研究』第68集, 187-206頁。
- 2002a, 「援助実践における『児童虐待』の定義」『教育社会学研究』第71集, 187-206頁。
- 2002b, 「スティグマの感情——相互作用過程における精神的傷害の2類型」『ソシオロジ』第143号, 55-71頁。
- 上野加代子 1996, 『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 上野加代子・野村知二 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社。
- Whipple, Ellen E. and Richey, Cheryl A. 1997, "Crossing the Line from Physical

「虐待」は都市で起こる

Discipline to Child Abuse: How Much is Too Much," *Child Abuse and Neglect*, 21 (5), pp. 431-444.

山田秀雄編 2001, 『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説』三省堂。

〈付記〉本研究は、平成16年度科学研究費補助金の交付を受けておこなったものである。

---

ABSTRACT

**“Child Abuse” Occurs in Urban Areas:  
Secondary Analysis of the Number of Child Abuse Reports  
to Child Guidance Centers in Japan**

**UCHIDA, Ryo**

(Research Fellow of the Japan Society  
for the Promotion of Science)

6 Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8471 Japan

E-mail: [dada\\_la\\_0125@ybb.ne.jp](mailto:dada_la_0125@ybb.ne.jp)

The aim of this study is, through a secondary analysis of the number of child abuse reports filed with children's welfare centers, to examine activities to prevent child abuse in Japan. The number of cases of child abuse, filed in 47 prefectures and 12 ordinance-designed major cities, can be analyzed by focusing on the regional differences among them.

Adopting the perspective of social constructionism, this study regards the number of child abuse reports as a rate of discovery rather than incidence, and analyzes the differences between urban areas and rural ones through some variables. The main findings can be summarized as follows. (1) Especially since the latter half of the 1990s, urban areas have been carrying out activities to prevent child abuse (in this study, termed “child abuse discovery activities”), and all areas have been converging on an average discovery rate. (2) In urban areas, new types of child abuse (sexual abuse, emotional/psychological maltreatment, and neglect) were discovered a few years later than physical maltreatment. In 2001, the first whole year when child abuse prevention law was put into force, all types of maltreatment were discovered relatively higher in urban areas. (3) Neighbors, acquaintances/friends and medical facilities have been discovering child maltreatment in urban areas significantly and particularly in 2001 most urban public organizations have higher rate significantly.

In Japan, child abuse is often discussed in the context of contemporary and urban ways of life, such as “the weakening of local bonds and blood relationships,” “increase in nuclear families” and “psychological troubles arising in the course of growth and development.” However, as stated above, since the latter half of 1990s, urban areas have been the forerunners of child abuse prevention activities in Japan. Therefore, the way of life in urban areas cannot be identified as a causal factor of child abuse. Rather, the great interest that urban people, medical facilities and public organizations have in child abuse is behind the incidence of “abuse” in urban areas.